

平成30年1月
観 光 庁

改正通訳案内士法が施行されました！

～訪日外国人旅行者の急増・多様化するニーズに対応するために～

平成29年6月2日に公布された改正通訳案内士法が、平成30年1月4日に施行されました。これにより、通訳案内士の業務独占規制が廃止され、今後は資格を有さない方であっても、有償で通訳案内業務を行えるようになるほか、通訳案内士の名称が「全国通訳案内士」に変更されるなど、通訳案内士制度が大きく変わります。

1. 背景

訪日外国人旅行者の受入環境の整備を図るため、通訳案内士資格に係る規制を見直すとともに、旅行の安全や取引の公正を確保するため、旅行に関する企画・手配を行ういわゆるランドオペレーターの登録制度の創設等の措置を講じる「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」（平成29年法律第50号）が、昨年6月2日に公布され、本年1月4日に施行となりました。

2. 通訳案内士法の主な改正内容

- (1) 業務独占規制の廃止・名称独占規制のみ存続
 - (2) 地域通訳案内士制度を全国展開
 - (3) 全国通訳案内士試験の試験科目の見直し
 - (4) 全国通訳案内士に対して登録研修機関が行う研修の受講を義務づけ
- ※改正法施行後の通訳案内士制度のポイントは、別紙をご確認ください。

業務独占規制が廃止され、今後は資格を持たない方であっても、有償での通訳案内業務を行うことが可能となります。なお、名称独占規制は存続するため、無資格者は「全国通訳案内士」、「地域通訳案内士」及びこれらに類する名称を名乗ることはできません。

【問い合わせ先】

観光庁 観光地域振興部 観光資源課

担当: 笠井、松本、岡本

連絡先: 03-5253-8111(内線 27-809、27-803、27-815)

FAX 03-5253-8930、Eメール hqt-tuuyaku@ml.mlit.go.jp

【全国通訳案内士の方々向け】

法改正後の通訳案内士制度の主なポイントは、以下の5点です。

- ① 幅広い主体による通訳ガイドを可能にするため、**業務独占規制を廃止(名称独占のみ存続)**
→業務独占規制が廃止され、今後は資格を持たない方であっても、有償での通訳案内業務を行うことが可能となります。なお、法改正後も名称独占規制は存続するため、無資格者は「全国通訳案内士」、「地域通訳案内士」及びこれらに類する名称を名乗ることはできません。
- ② 「通訳案内士」から**「全国通訳案内士」へ資格名称を変更**
→法改正により、「通訳案内士」は「全国通訳案内士」へ名称が変更されます。これまで「通訳案内士」として登録を受けていた方は、今後も「全国通訳案内士」として、引き続き業務を行っていただくことが可能です。また、これまで特措法などにより認められてきた地域ガイド制度を全国展開し、「地域通訳案内士」として、通訳案内士法の本則に位置づけます。
- ③ **通訳案内士登録情報検索サービスの正式稼働**
→改正通訳案内士法の施行にあわせ、観光庁において整備した「通訳案内士登録情報検索サービス」を正式稼働することとなりました。今後、本サービスの閲覧を認められた旅行会社等が、本サービスを通じて、公開されている通訳案内士(全国及び地域)の情報を閲覧できるようになります。
※旅行会社等が閲覧できるのは、通訳案内士本人が公開を希望し、公開設定した情報のみです。
- ④ 全国通訳案内士のレベルアップのための二種類の研修の実施
 - i) **観光庁が行う「通訳案内の実務」に関する研修の受講**(H29年度～H31年度)
→通訳案内士試験(改正法施行後は全国通訳案内士試験)については、より通訳案内の実務に近い問題形式とする観点から、これまでの試験科目のほか、「通訳案内の実務」に係る科目が筆記試験に追加されます。
これに伴い、改正法施行前に通訳案内士試験に合格し通訳案内士となった方には、経過措置として、観光庁が実施する当該試験科目に係る研修(観光庁研修)を受講することが義務づけられました。
※観光庁研修は平成29年度から平成31年度末まで実施予定です。
 - ii) **登録研修機関が行う通訳案内研修の受講**(平成32年度から、5年に1回受講)
→全国通訳案内士の質を高める観点から、全国通訳案内士は、登録研修機関が実施する通訳案内研修(登録研修機関研修)を5年ごとに受講することが義務づけられました。
全国通訳案内士が当該研修を受講しない場合、都道府県は当該者の登録を取り消すことができます。
※取消しから2年間は、再登録することができません。